

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第19条の10第 1 項
処 分 の 概 要：認定古物競りあつせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の 5 第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号（古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）、古物営業法第21条の 5 第 3 項（表示の禁止）、第21条の 7（競りの中止）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第19条の10第 1 項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定古物競りあつせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であつて、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第19条の 5 第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：